

介護保険制度の改正案の概要について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（案）



高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進（介護保険法）

市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ①国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定
計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ②都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ③財政的インセンティブの付与の規定の整備
- ④地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務付け等）
- ⑤認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」を創設
- ②医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ①市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ②高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（介護保険法）

利用者負担割合（案）

収入	負担割合
年金収入等 340万円以上	3割（改正前 2割）
同上 280万円以上	2割
同上 280万円未満	1割

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・各医療保険者が納付する介護納付金（第2号被保険者（40～64歳の保険料））について、被用者保険間では報酬額に比例した「総報酬割」を導入（現行は、加入者数に比例した「加入者割」）

※厚生労働省老健局 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成29年3月10日開催）資料から作成